

第5回大磯町自治基本条例策定に係るワークショップ議事録

平成21年11月26日（木）

意見交換（進行：諸坂先生）

前回10月21日（水）の意見交換の続きとして、「住民投票」、「行政評価・財政健全化」、「パブリックコメント」について、意見交換が進められた。

住民投票

委員： 大磯町で住民投票の対象となりうるのは合併ぐらいでは。条文に「〇〇のための住民投票」というように具体的に記すケースはあるのか。

進行： 具体的に記すケースはあまりない。抽象的に表現することが多い。

委員： 民主党に政権が交代し、どのような世になるかわからないが、住民投票の対象となるのは合併ぐらいではないか。自治基本条例の条文の最後に、条文の見直しができるような規定を設ければよいのではないか。

進行： そのような規定を経過措置規定と言う。例えば、5年で改定することとする。

委員： 住民投票に代わる住民の意思表示方法はあるのか。

進行： スイスには住民意思表示制度というものがある。間接民主制の日本では同様の制度をつくることができるかは疑問。住民投票に法的拘束力が無いのは、同じく日本が間接民主制であるから。

案件ごとに個別で住民投票の条例をつくる場合もある。

委員： せっかくの権利なので、条文に入れるべき。「住民の〇割が賛成をすれば住民投票を行う」というような規定の仕方はできないか。

進行： 可能。町長ではなく、住民にイニシアティブがある点がおもしろい。

委員： 条文に入れるべき。しかし、重要案件に限定するべき。前出委員さんが言われた住民の何割という規定の仕方に賛成する。何割にするのか決めるのは難しいと思うが。

進行： 直接請求の割合を参考にするのも一つの手段である。条例の制定・改廃の請求（50分の1）、地方公共団体の事務監査請求（50分の1）、地方議会の解散請求（3分の1）、首長・議員の解職請求（3分の1）がある。

新潟の巻町では16歳以上に住民投票権を与えていたはず。

委員： 議題とは離れるが、条例の策定にかけられる時間は少ない。論点を絞って議論を進めるべきではないか。

住民投票を条文に入れない場合どうなるのか。

進行： 町政については、完全に町長任せということになります。

委員： 将来的にはパソコンで住民投票することが可能になれば、資金も手間もかからないので、条文に入れるべき。

進行： 自治基本条例については9月議会に上程する予定である。神奈川大学の条文を作成する専門チームに依頼をとしても2～3ヶ月は必要となる。来年の早々に具体的な条文の検討に入らなければならない。逆に言えば、それまでは自由な議論ができるということ。ゼミ生の作成した記録をもとに議論の内容を復習しながら話し合いを続けてはどうか。私が主導するのではなく、時には委員の方々がケンカをするぐらいに策定に対して積極的になったタイミングで条文を作っていくのがベスト。

委員： 前出委員の意見に賛成する。

委員： 何でも住民投票にかけるようでは困るので、条文にて制限をかけるのであれば住民投票を取り入れることに賛成する。

住民投票以外に住民が意見を表す方法はあるか。

進行： 駅前でのPR活動などになるかと。

条文においてでなくても、解説に具体的な規定を記し限定する方法もある。

委員： 住民投票を取り入れることに賛成する。

進行： 古くから大磯に住む方ではなく、新しく転入してきた住民が一大勢力として住民投票を請求するような恐れはある。住民投票は魅力的ではあるが安易に定めるのは危険。

格好が悪いのは、理想的な条例を策定してから現実に

委員： 町に対して住民の武器となるようなものになればよいと思う。

委員： 住民投票を取り入れることに賛成する。

行政評価・財政健全化

進行： 行政評価は、行政から毎年年次報告で出されている。住民は情報公開を行うことができるが、そこで公開されるのは客観的事実のみである。あくまでも内部評価ではあるが、客観的事実に加え、行政の評価や考えを求めている

委員： 平塚市の広報では決算を、根拠をつけて評価し掲載していた。大磯の広報は客観的情報のみである。情報公開は客観的なものだけで評価は入ってこないが、行政評価は行政の意見が加えて出てくる。

ただし、その評価はあくまでも内部評価である。

進行： 行政評価は反省なので、良し悪しが出てくる。

パブリックコメント

進行： パブリックコメントを行う目的には、お披露目、説明責任の2つがある。条例の制定、基本計画の策定、大型施設の建設、大型イベントの実施など住民の利益に関連があるかどうかことが重要となる。現在のパブコメは、制度内容の具体的検討が終わった段階で意見徴集するものであり、意見が反映されることは少ない。行政の施策を追認する制度でしかない。法的に根拠があるわけでもないので、どの場合にパブコメを用いるかどうかは行政次第である。

愛媛県では中期・長期の行政計画を立てるときに行い、神奈川県横須賀市では様々な事例にも行っているが、パブリック・コメントを行うかどうかは行政次第である。パブリック・コメントの対象は主に、住民の利益・権利に関する条例である。このパブリック・コメントが多ければ多いほど、「開かれた行政」である。

委員： 過程がわかるようなパブコメの利用を図りたい。行政の施策を追認するのみの制度であれば必要はない。

委員： 大磯では、意見交換会はある。

委員： 現在のパブリック・コメントの制度では、意見公募でもよい。

委員： 追認的な制度ならば、実施する必要はない。

委員： 決まったものが発表されるだけで住民の意見が反映されるわけではないので、行政の信頼が失われるかも知れない。

委員： 横須賀市はパブリック・コメントをメールで行っており、電子市役所となっている。

進行： だが、高齢者が参加しづらい環境である。

委員： 本来は方針・計画が固まった後ではなく、右も左もわからないような時に行使すべき。

委員： わざわざやらなくとも、今のパブリック・コメントならば大磯町に昔からある『町長への手紙』などに住民1人ひとりが好きなよう意見するだけでもよいのではないのか。

委員： つくるとき・草案が出来たとき・出来たときにパブリック・コメント制度を使うべき。住民の意見を入れ込み、更によりよいものにするために行使したい。

以上

次回の開催日時の事務連絡後、散開